

20	カード会員規約	第2章 個人情報等の取扱い 第14条 (個人情報の収集、保有、利用、預託、提供) 1項	<p>会員等は、当社が、会員等の個人に関する情報について必要な保護措置を行ったうえで、本契約を含む当社または三菱UFJニコスもしくは両社の取引に関する信用情報および与信等の管理のために、以下の各号に定める個人情報(収集、保有、利用)すること、を同意するものとします。</p> <p>(1) 本人を特定するための情報(氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・勤務先・メールアドレス・家族構成・住居状況・運転免許証等の記号番号等)・取引履歴、職業、その他会員等が入会申込時および第10条に基づき届出た事項</p> <p>(2) 入会申込日・入会承認日・カードの番号・カードの契約情報・カードの有効期限・振替口座・利用可能額・会員種別等、会員等と両社の本契約の内容に関する事項(本契約に係る申込、解約、解除等の事実を含みます。)</p> <p>(3) 会員がカードを利用する際、カードの利用状況、支払状況、電帳等の取扱いに関わりあふれおむる信用情報や債権回収その他の与信等の管理の過程において両社が取得した事項</p> <p>(4) 本会員等が入会申込時に届け出た収入・負債、その他当社または三菱UFJニコスが収集したクレジットカード利用・支払い履歴</p> <p>(5) 本人の職業、収入証明書類、法令等に基づき取得する勤務先及び、または認められることにより会員等が提出した書類の記載事項</p> <p>(6) 当社または三菱UFJニコスが適正かつ適法な方法で収集した住民票等の公的機関が発行する書類の記載事項</p> <p>(7) 電話番号、住宅地図、郵便番号について公開されている情報</p> <p>(8) 会員と登録されているau ID 以外の利用に要する契約サービスID情報</p> <p>(9) 会員等の当社ホームページ上のアクセス情報(アクセス日時、ブラウザ情報等)</p>	第15条 (個人情報等の収集、保有、利用、預託、提供) 1項	<p>会員等は、当社が、会員等の個人に関する情報について必要な保護措置を行ったうえで、本契約を含む当社または三菱UFJニコスもしくは両社の取引に関する信用情報および与信等の管理のために、以下の各号に定める個人情報(収集、保有、利用)すること、を同意するものとします。</p> <p>(1) 本人を特定するための情報(氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・勤務先・メールアドレス・家族構成・住居状況・運転免許証等の記号番号等)・取引履歴、職業、その他会員等が入会申込時および第10条に基づき届出た事項</p> <p>(2) 入会申込日・入会承認日・カードの番号・カードの契約情報・カードの有効期限・振替口座・利用可能額・会員種別等、会員等と両社の本契約の内容に関する事項(本契約に係る申込、解約、解除等の事実を含みます。)</p> <p>(3) 会員がカードの利用内容、カードの利用状況、支払状況、お電話等でお問い合わせの内容および与信判断や債権回収その他の与信等の管理の過程において両社が取得した事項</p> <p>(4) 本会員等が入会申込時に届け出た収入・負債、その他当社または三菱UFJニコスが収集したクレジットカード利用・支払い履歴</p> <p>(5) 取引履歴、収入証明書類、V-Pカードの取扱い等。法令等に基づき取得する勤務先及び、または認められることにより会員等が提出した書類の記載事項</p> <p>(6) 当社または三菱UFJニコスが適正かつ適法な方法で収集した住民票等の公的機関が発行する書類の記載事項</p> <p>(7) 電話番号、住宅地図、官報等において公開されている情報</p> <p>(8) 会員と登録されているau ID 以外の利用に要する契約サービスID情報</p> <p>(9) 会員等の当社ホームページ上のアクセス情報(アクセス日時、ブラウザ情報等)</p> <p>(10) Cookie等の端末識別子を通じて収集したウェブサイトの閲覧履歴、メールアドレスに紐づく個人の性別・年齢・家族構成等、商品購買履歴、サービス利用履歴、位置情報等の情報、個人の興味・関心を示す情報等(当該各号の情報を二次加工し、当社が有する情報と紐づけ個人情報を提供して本契約の利用目的の範囲内で利用することはありません。また、この情報を第三者へ提供することはありません。)</p> <p>(11) 前各号に掲げる事項のほか、会員等から申告を受けた情報、当社ウェブサイト利用による情報、公開された情報その他の当社が適正な手段で取得した情報(個人関連情報を含みます)</p>
21	カード会員規約	第2章 個人情報等の取扱い 第14条 (個人情報の収集、保有、利用、預託、提供) 2項	<p>会員等は、当社が、以下の各号に定める目的のために、前項各号に定める個人情報(収集、保有)すること、を同意するものとします。ただし、会員が本条第2号に定めるデータ分析、研究、新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査を目的としたアンケート調査その他の媒体の送付ならびに本条第3号および本条第4号に定める営業案内での利用については当社に申し出た場合、または、業務運営に支障がない範囲内で当社に申し出た場合、または、中立的な第三者機関を通じて定期的に当該個人を識別できずとも、会員は本条第9号に定めるアクセス情報の収集を停止するものとします。また、会員は本条第6号に定める当社ホームページにおける商品維持・向上のために、当社が前項第9号に定めるアクセス情報の収集を停止すること、を同意するものとします。また、会員は本条第6号に定める当社ホームページにおける商品維持・向上のために、当社が前項第9号に定めるアクセス情報の収集を停止すること、を同意するものとします。</p> <p>(1) カード発行、会員管理、各種イベントの開催、お支払いサービスを含むすべての一連の業務の遂行</p> <p>(2) 当該事業におけるデータ分析、研究、新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査など、当該事業の具体的な内容については、当社ホームページ(https://www.kddi-fs.com)にて案内いたします。</p> <p>(3) 当該事業における印刷物または電子メール等による宣伝物の送付および電話等による営業案内</p> <p>(4) 当社が委託した行先宣伝物・印刷物の送付および電話等による営業案内</p> <p>(5) 当社が委託した行先宣伝物・印刷物の送付および電話等に関する信用情報</p> <p>(6) 当社ホームページ上のアクセス履歴等</p> <p>(7) その他前各号に付随する業務のため</p>	第15条 (個人情報等の収集、保有、利用、預託、提供) 2項	<p>会員等は、当社が、以下の各号に定める目的のために、前項各号に定める個人情報(収集、保有)すること、を同意するものとします。ただし、会員が本条第2号に定めるデータ分析、研究、新商品、新機能、新サービス等の開発・市場調査を目的としたアンケート調査その他の媒体の送付ならびに本条第3号および本条第4号に定める営業案内での利用については当社に申し出た場合、または、業務運営に支障がない範囲内で当社に申し出た場合、または、中立的な第三者機関を通じて定期的に当該個人を識別できずとも、会員は本条第6号に定める当社ホームページにおける商品維持・向上のために、当社が前項第9号に定めるアクセス情報の収集を停止すること、を同意するものとします。また、会員は本条第6号に定める当社ホームページにおける商品維持・向上のために、当社が前項第9号に定めるアクセス情報の収集を停止すること、を同意するものとします。</p> <p>(1) カード発行、会員管理、各種イベントの開催、お支払いサービスを含むすべての一連の業務の遂行</p> <p>(2) 当該事業におけるデータ分析、研究、新商品、新機能、新サービス等の開発、市場調査および顧客支援</p> <p>なお、当該事業の具体的な内容については、当社ホームページ(https://www.kddi-fs.com)にて案内いたします。</p> <p>(3) 当該事業における印刷物または電子メール等による宣伝物の送付および電話等による営業案内</p> <p>(4) 当社が委託した行先宣伝物・印刷物の送付および電話等による営業案内</p> <p>(5) 当社が委託した行先宣伝物・印刷物の送付および電話等に関する信用情報</p> <p>(6) 当社ホームページ上のアクセス履歴等</p> <p>(7) その他前各号に付随する業務のため</p>
22	カード会員規約	第2章 個人情報等の取扱い 第14条 (個人情報の収集、保有、利用、預託、提供) 3項	<p>会員等は、本契約に基づき当社、当社または三菱UFJニコスの業務を委託する場合には、業務の遂行に必要範囲で、本契約に基づき収集した個人情報(収集、保有)に関すること、当該業務委託先が独自に取得した情報の提供について、提供を受ける場合があること、を予め同意するものとします。</p>	第15条 (個人情報等の収集、保有、利用、預託、提供) 3項	<p>会員等は、本契約に基づき当社の業務を委託する場合には、業務の遂行に必要範囲で、本契約に基づき収集した個人情報(収集、保有)に関すること、当該業務委託先が独自に取得した情報の提供について、提供を受ける場合があること、を予め同意するものとします。</p>
23	カード会員規約	第2章 個人情報等の取扱い 第14条 (個人情報の収集、保有、利用、預託、提供) 4項	<p>会員等は、当社が各号の信用情報及び与信等の管理のために、本条第1項各号に定める個人情報(収集)を相互に提供すること、を予め同意するものとします。</p>	第15条 (個人情報等の収集、保有、利用、預託、提供) 4項	<p>会員等は、当社が各号の信用情報及び与信等の管理のために、本条第1項各号に定める個人情報(収集)を相互に提供すること、を予め同意するものとします。</p>
24	カード会員規約	第2章 個人情報等の取扱い 第14条 (個人情報の収集、保有、利用、預託、提供) 5項	<p>会員等は、当社が、KDDI株式会社および関連会社(以下、当社と併せて総称し「KDDI等」といいます。)に対し、カードを申込した事実および内容、カードの申込を取消した事実、カード申込後の当社の手続状況、カード発行済みの事実または発行されなかった事実、カードの利用内容、カードの利用状況、カードが停止した事実または事実でない事実、カードが停止した事実または事実でない事実、会員の管理、カードに関する会員等からの問合せ、カードに関する連絡事項の取扱い、カードに関する利用状況の分析、カードに係るサービス改善、カードに係るサービスの品質向上、KDDI等が会員に対して有益と考える情報の提供または提供を受けること、を予め同意するものとします。</p>	第15条 (個人情報等の収集、保有、利用、預託、提供) 5項	<p>会員等は、当社が、KDDI株式会社および関連会社(以下、当社と併せて総称し「KDDI等」といいます。)に対し、カードを申込した事実および内容、カードの申込を取消した事実、カード申込後の当社の手続状況、カード発行済みの事実または発行されなかった事実、カードの利用内容、カードの利用状況、カードが停止した事実または事実でない事実、カードが停止した事実または事実でない事実、会員の管理、カードに関する会員等からの問合せ、カードに係るサービス改善、カードに係るサービスの品質向上、KDDI等が会員に対して有益と考える情報の提供または提供を受けること、を予め同意するものとします。</p>
25	カード会員規約	第2章 個人情報等の取扱い 第14条 (個人情報の収集、保有、利用、預託、提供) 6項	<p>会員等は、下記の当社の提携会社(以下「提携会社」といいます。)に対し、下記の目的により本条第1項各号に定める個人情報(収集)を、保護措置を講じた上で提携会社に提供し、当該提携会社が利用すること、を同意するものとします。</p> <p>【目的】</p> <p>①提携会社の事業における、データ分析、研究、新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査、新商品情報の知悉、関連するアンケートおよび印刷物・印刷物のダウンロードの送付、メールの送信、電話等による勧誘等の営業案内のため</p> <p>②カード発行に際して、第6号に定めるサービス提供会社のサービスを提供すること</p> <p>【提携会社】</p> <p>KDDI 等および KDDI グループ (https://www.kddi.com/corporate/group/)に記載されているグループ会社</p>	第15条 (個人情報等の収集、保有、利用、預託、提供) 6項	<p>会員等は、下記の当社の提携会社(以下「提携会社」といいます。)に対し、下記の目的により本条第1項各号に定める個人情報(収集)を、保護措置を講じた上で提携会社に提供し、当該提携会社が利用すること、を同意するものとします。</p> <p>【目的】</p> <p>①提携会社の事業における、データ分析、研究、新商品、新機能、新サービス等の開発、市場調査および顧客支援、新商品情報の知悉、関連するアンケートおよび印刷物・印刷物のダウンロードの送付、メールの送信、電話等による勧誘等の営業案内のため</p> <p>②カード発行に際して、第6号に定めるサービス提供会社のサービスを提供すること</p> <p>【提携会社】</p> <p>KDDI 等および KDDI グループ (https://www.kddi.com/corporate/group/)に記載されているグループ会社</p>
26	カード会員規約	第17条 1項	<p>両社は、会員等が入会申し込みに必要な情報の記載を希望されない場合、または本条に定める個人情報の取扱いについて同意しない場合は、入会をお断りすること、または本条に記載のあること、を、かつ、次の各号の利用に利用を中止する申し出があつても、入会をお断りするに必要と判断する権利を保有すること、を予め同意するものとします。(本条に定める個人情報の取扱いに同意しないことと本条の取扱いに同意することとは別です。)</p> <p>(1) 第14条第2項第2号に定める市場調査を目的としたアンケート利用の調査その他の媒体の送付</p> <p>(2) 第14条第2項第3号または第4号に定める営業案内</p>	第18条 1項	<p>両社は、会員等が入会申し込みに必要な情報の記載を希望されない場合、または本条に定める個人情報の取扱いについて同意しない場合は、入会をお断りすること、または本条に記載のあること、を、かつ、次の各号の利用に利用を中止する申し出があつても、入会をお断りするに必要と判断する権利を保有すること、を予め同意するものとします。(本条に定める個人情報の取扱いに同意しないことと本条の取扱いに同意することとは別です。)</p> <p>(1) 第15条第2項第2号に定める市場調査を目的としたアンケート利用の調査その他の媒体の送付</p> <p>(2) 第15条第2項第3号または第4号に定める営業案内</p>
27	カード会員規約	第18条 1項	<p>本会員入会申込書および家族共済加入書に個人情報について、両社が入会を承諾する旨を記載して、入会しない場合、(両社が入会を承諾する場合を除くこと) かつ、第14条第2項第1号および第2号に定める個人情報の取扱い、および第15条の定めに基づき利用されること、を予め同意するものとします。ただし、第1項第1号各号に基づき中止の申し出があつた場合、当該利用目的についてはのりではありません。</p>	第19条 1項	<p>本会員入会申込書および家族共済加入書に個人情報について、両社が入会を承諾する旨を記載して、入会しない場合、(両社が入会を承諾する場合を除くこと) かつ、第14条第2項第1号および第2号に定める個人情報の取扱い、および第15条の定めに基づき利用されること、を予め同意するものとします。ただし、第18条第1項各号に基づき中止の申し出があつた場合、当該利用目的についてはのりではありません。</p>
28	カード会員規約	第19条 1項	<p>両社は、第44条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第14条に定める目的(ただし、第19条第1項各号に記載のものを除きます。)および前項請求等に必要な範囲で、法令等に基づき当社が定めるところの期間個人情報を保持し、利用します。</p>	第20条 1項	<p>両社は、第44条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第15条に定める目的(ただし、第19条第1項各号に記載のものを除きます。)および前項請求等に必要な範囲で、法令等に基づき当社が定めるところの期間個人情報を保持し、利用します。</p>
29	カード会員規約	第20条 1項	<p>本条に定める個人情報の取扱いに関する同意事項は、法令に定める手続を怠らない必要範囲内で変更されません。</p>	第21条 1項	<p>本条に定める個人情報の取扱いに関する同意事項は、法令に定める手続を怠らない必要範囲内で変更されません。</p>
30	カード会員規約	第22条 4項	<p>当社は、犯行による利益の帰属防止に関する制度の不十分とし、犯行による利益の帰属防止に関する法律施行において指定された特定の国・地域においては、カードの利用を制限することがあります。</p>	第23条 4項	<p>当社は、犯行による利益の帰属防止に関する制度の不十分とし、犯行による利益の帰属防止に関する法律施行において指定された特定の国・地域においては、カードの利用を制限することがあります。</p>
31	カード会員規約	第23条 2項	<p>当社は、金融情勢の変化等相当な理由がある場合に限る、本規約および本規約に関する特約、規定等に基づきカード利用にかかる手数料および利率を変更することがあります。この場合、第61条のカードが、当該手数料・利率の変更を通知し、かつ、当該手数料・利率の変更の適用範囲・適用期間を定めるものとします。ただし、本会員負担する会員の分割払い(回数指定払い)に対する手数料については、当該分割払い(回数指定払い)を指定した時点の手数料が適用されます。</p>	第24条 2項	<p>当社は、金融情勢の変化等相当な理由がある場合に限る、本規約および本規約に関する特約、規定等に基づきカード利用にかかる手数料および利率を変更することがあります。この場合、第61条のカードが、当該手数料・利率の変更を通知し、かつ、当該手数料・利率の変更を通知した後は、当該手数料・利率の変更を適用するものとします。ただし、本会員負担する会員の分割払い(回数指定払い)に対する手数料については、当該分割払い(回数指定払い)を指定した時点の手数料が適用されます。</p>
32	カード会員規約	第24条 5項	<p>会員は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金その他継続的に発生する各種利用料金(以下、「継続利用料金」といいます。)の決済手段として、会員がカード決済を事前に加盟店に承諾する旨を記載したカードを利用することがあります。この場合において、退会その他の事由による会員資格の喪失、カード番号等、その他の登録内容に変更があった場合、会員は加盟店へ通知するものとします。当該通知を怠ることによる不利益は会員が負担するものとします。また、当該加盟店の要請があったとき、その他継続利用料金から当該カード決済を利用する旨を記載した必要がある当社が判断したときには、カード決済の要請等が当該会員に対して加盟店に通知すること、会員は予め同意するものとします。なお、本会員は、退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用については第44条第2項に規定した支払義務を負うものとします。</p>	第25条 5項	<p>会員は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金その他継続的に発生する各種利用料金(以下、「継続利用料金」といいます。)の決済手段として、会員がカード決済を事前に加盟店に承諾する旨を記載したカードを利用することがあります。この場合において、退会その他の事由による会員資格の喪失、カード番号等、その他の登録内容に変更があった場合、会員は加盟店へ通知するものとします。当該通知を怠ることによる不利益は会員が負担するものとします。また、当該加盟店の要請があったとき、その他継続利用料金から当該カード決済を利用する旨を記載した必要がある当社が判断したときには、カード決済の要請等が当該会員に対して加盟店に通知すること、会員は予め同意するものとします。なお、本会員は、退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用については第45条第2項に規定した支払義務を負うものとします。</p>
33	カード会員規約	第25条 1項	<p>ショッピング利用およびクレジット加盟店の委員会に対する代金債権について、当社、三菱UFJニコス、および三菱UFJニコスに提携するクレジットカード会社(両社を併せて「提携カード会社」といいます。以下「提携カード会社」といいます。))と加盟店間の契約が、債権譲渡を行うもの規定している場合、本会員は以下に規定する立替払いを委託し、かつ以下に規定する債権譲渡を承諾します。また、当該代金債権について加盟店に立替払いを委託する一切の権利(同時履行の抗弁、催告・取換、解除の抗弁、譲渡人に対する権利、差止めの権利、相殺の権利を含む)を本会員が保有すること、を承諾するものとします(ただし、第34条に規定する支払停止の抗弁の権利は認められる場合があります。)。なお、債権譲渡に際しては、当社または三菱UFJニコスが認められた第三者を債権譲渡の相手方とします。</p> <p>(1) 当該加盟店が当社に債権を譲渡すること。</p> <p>(2) 加盟店が三菱UFJニコスに債権を譲渡し、譲渡された債権について、当社が三菱UFJニコスに立替払いをすること。</p> <p>(3) 加盟店が提携カード会社等に債権を譲渡し、譲渡された債権について、当該提携カード会社が債権譲渡した他の提携カード会社等に債権を譲渡して三菱UFJニコスに譲渡すること、三菱UFJニコスが債権譲渡した他の提携カード会社等に債権を譲渡して三菱UFJニコスに譲渡すること、を当社が三菱UFJニコスに立替払いをすること。</p>	第26条 1項	<p>ショッピング利用およびクレジット加盟店の委員会に対する代金債権について、当社、三菱UFJニコス、および三菱UFJニコスに提携するクレジットカード会社(両社を併せて「提携カード会社」といいます。以下「提携カード会社」といいます。))と加盟店間の契約が、債権譲渡を行うもの規定している場合、本会員は以下に規定する立替払いを委託し、かつ以下に規定する債権譲渡を承諾します。また、当該代金債権について加盟店に立替払いを委託する一切の権利(同時履行の抗弁、催告・取換、解除の抗弁、譲渡人に対する権利、差止めの権利、相殺の権利を含む)を本会員が保有すること、を承諾するものとします(ただし、第35条に規定する支払停止の抗弁の権利は認められる場合があります。)。なお、債権譲渡に際しては、当社または三菱UFJニコスが認められた第三者を債権譲渡の相手方とします。</p> <p>(1) 当該加盟店が当社に債権を譲渡すること。</p> <p>(2) 加盟店が三菱UFJニコスに債権を譲渡し、譲渡された債権について、当社が三菱UFJニコスに立替払いをすること。</p> <p>(3) 加盟店が提携カード会社等に債権を譲渡し、譲渡された債権について、当該提携カード会社が債権譲渡した他の提携カード会社等に債権を譲渡して三菱UFJニコスに譲渡すること、三菱UFJニコスが債権譲渡した他の提携カード会社等に債権を譲渡して三菱UFJニコスに譲渡すること、を当社が三菱UFJニコスに立替払いをすること。</p>

51	カード会員規約	第45条1項	当社は、会員が次のいずれかに該当する場合、何らの通知、催告を要せずして、会員が当社から発行を受けた全てのカードについて、カード利用の全部または一部の停止、法的措置、会員情報の取消、その他必要な措置（以下、「本件措置」といいます。）をとることができるとします。 (1) 当社に届出なき事項に關し届出を怠ったまたは虚偽の申告をした場合、または、当社から要請があったにもかかわらず年次の届出を怠った場合。 (2) 本規約に違反し、私に損害を与えおそれがある場合。 (3) 本会員が、約定支払い債の支払い等当社に対する一切の債務のいずれかの支払いを怠った場合。 (4) 差押、破産申立、取引停止処分がなされた場合その他本会員の信用状態が悪化したと当社が判断した場合。 (5) 第44条の規定に於いて期間の経過後未払となし。 (6) 三三 UFJ ニュースに於ける債務（本規約以外の契約に基づく債務を含みます。）の支払いを怠った場合等、三三 UFJ ニュースから当社に対し第2条第6項に於て連帯保証の取消又は解約の申出があった場合。 (7) 前号に定める場合のほか、利用金額、利用期間、過去の利用内容等から、カードの利用状況が不適切または不審なものと当社が判断した場合。 (8) 前12条第1項の規約に違反していることが判明した場合。 (9) 第12条第2項に定める不正な請求行為等をしたとき、その他不当な請求行為等に類するやむを得ない事由が生じた場合。 (10) 犯罪による収益の移転防止に関する法律に於て本件措置をとる必要があると当社が判断した場合。 (11) 犯罪による収益の移転防止に関する法律に於て本件措置をとる必要があると当社が判断した場合。 (12) 会員が死亡したことを当社が知ったとき、または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が当社に入ったとき。 (13) その他合理的な理由により当社が必要と判断した場合。	第46条1項	当社は、会員が次のいずれかに該当する場合、何らの通知、催告を要せずして、会員が当社から発行を受けた全てのカードについて、カード利用の全部または一部の停止、法的措置、会員情報の取消、その他必要な措置（以下、「本件措置」といいます。）をとることができるとします。 (1) 当社に届出なき事項に關し届出を怠ったまたは虚偽の申告をした場合、または、当社から要請があったにもかかわらず年次の届出を怠った場合。 (2) 本規約に違反し、私に損害を与えおそれがある場合。 (3) 本会員が、約定支払い債の支払い等当社に対する一切の債務のいずれかの支払いを怠った場合。 (4) 差押、破産申立、取引停止処分がなされた場合その他本会員の信用状態が悪化したと当社が判断した場合。 (5) 第44条の規定に於いて期間の経過後未払となし。 (6) 三三 UFJ ニュースに於ける債務（本規約以外の契約に基づく債務を含みます。）の支払いを怠った場合等、三三 UFJ ニュースから当社に対し第2条第6項に於て連帯保証の取消又は解約の申出があった場合。 (7) 前号に定める場合のほか、利用金額、利用期間、過去の利用内容等から、カードの利用状況が不適切または不審なものと当社が判断した場合。 (8) 前12条第1項の規約に違反していることが判明した場合。 (9) 第12条第2項に定める不正な請求行為等をしたとき、その他不当な請求行為等に類するやむを得ない事由が生じた場合。 (10) 犯罪による収益の移転防止に関する法律に於て本件措置をとる必要があると当社が判断した場合。 (11) 犯罪による収益の移転防止に関する法律に於て本件措置をとる必要があると当社が判断した場合。 (12) 会員が死亡したことを当社が知ったとき、または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が当社に入ったとき。 (13) その他合理的な理由により当社が必要と判断した場合。
52	カード会員規約	第45条6項	会員は、当社が本件措置をとったことにより、会員に損害が生じた場合であっても当社に損害または重大な損失がある場合を除き賠償責任を負いません。また、両当事者が生じた損害は、会員がその損害の賠償責任を負います。 前項にかかわらず、会員が前条・後条の事項を怠り当社に届出ないことと虚偽の申告をへ届出は、かつ当社の請求により所定の届け出に提出した場合は、当社は、本会員に対して当社が届け出を受けた日より起算して60日以内のカード利用金の支払義務を負います。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。 (1) 会員が第3条に違反した場合。 (2) 会員の家族・同居人等、会員の関係者が紛失・盗難等に關し、または不正使用したとき。 (3) 会員またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害が生じたとき。 (4) 紛失・盗難または被害状況の届出が内容が偽りであるとき。 (5) 会員が当社の請求する書類を提出しなかつたとき、または当社等が行う被害状況の調査に協力を拒んだとき。 (6) カード使用の際、登録された暗証番号が使用されたこと（第8条第2項ただし書きの場合を除く。） (7) 紛失・盗難を原因として社会的信用の毀損に起因する損害が生じたとき。 (8) 第2条第3条、第4条または第7条第2項に於て送付したカードの署名欄に自己の署名がない状態で損害が発生した場合。 (9) その他本規約に違反している状況において、紛失・盗難が生じたとき。	第46条6項	会員は、当社が本件措置をとったことにより、会員に損害が生じた場合であっても当社に損害または重大な損失がある場合を除き賠償責任を負いません。また、両当事者が生じた損害は、会員がその損害の賠償責任を負います。 前項にかかわらず、会員が前条・後条の事項を怠り当社に届出ないことと虚偽の申告をへ届出は、かつ当社の請求により所定の届け出に提出した場合は、当社は、本会員に対して当社が届け出を受けた日より起算して60日以内のカード利用金の支払義務を負います。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。 (1) 会員が第3条に違反した場合。 (2) 会員の家族・同居人等、会員の関係者が紛失・盗難等に關し、または不正使用したとき。 (3) 会員またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害が生じたとき。 (4) 紛失・盗難または被害状況の届出が内容が偽りであるとき。 (5) 会員が当社の請求する書類を提出しなかつたとき、または当社等が行う被害状況の調査に協力を拒んだとき。 (6) カード使用の際、登録された暗証番号が使用されたこと（第8条第2項ただし書きの場合を除く。） (7) 紛失・盗難を原因として社会的信用の毀損に起因する損害が生じたとき。 (8) 第2条第3条、第4条または第7条第2項に於て送付したカードの署名欄に自己の署名がない状態で損害が発生した場合。 (9) その他本規約に違反している状況において、紛失・盗難が生じたとき。
53	カード会員規約	第46条1項	当社は、会員が次のいずれかに該当する場合、何らの通知、催告を要せずして、会員が当社から発行を受けた全てのカードについて、カード利用の全部または一部の停止、法的措置、会員情報の取消、その他必要な措置（以下、「本件措置」といいます。）をとることができるとします。 (1) 当社に届出なき事項に關し届出を怠ったまたは虚偽の申告をした場合、または、当社から要請があったにもかかわらず年次の届出を怠った場合。 (2) 本規約に違反し、私に損害を与えおそれがある場合。 (3) 本会員が、約定支払い債の支払い等当社に対する一切の債務のいずれかの支払いを怠った場合。 (4) 差押、破産申立、取引停止処分がなされた場合その他本会員の信用状態が悪化したと当社が判断した場合。 (5) 第44条の規定に於いて期間の経過後未払となし。 (6) 三三 UFJ ニュースに於ける債務（本規約以外の契約に基づく債務を含みます。）の支払いを怠った場合等、三三 UFJ ニュースから当社に対し第2条第6項に於て連帯保証の取消又は解約の申出があった場合。 (7) 前号に定める場合のほか、利用金額、利用期間、過去の利用内容等から、カードの利用状況が不適切または不審なものと当社が判断した場合。 (8) 前12条第1項の規約に違反していることが判明した場合。 (9) 第12条第2項に定める不正な請求行為等をしたとき、その他不当な請求行為等に類するやむを得ない事由が生じた場合。 (10) 犯罪による収益の移転防止に関する法律に於て本件措置をとる必要があると当社が判断した場合。 (11) 犯罪による収益の移転防止に関する法律に於て本件措置をとる必要があると当社が判断した場合。 (12) 会員が死亡したことを当社が知ったとき、または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が当社に入ったとき。 (13) その他合理的な理由により当社が必要と判断した場合。	第47条2項	当社は、会員が次のいずれかに該当する場合、何らの通知、催告を要せずして、会員が当社から発行を受けた全てのカードについて、カード利用の全部または一部の停止、法的措置、会員情報の取消、その他必要な措置（以下、「本件措置」といいます。）をとることができるとします。 (1) 当社に届出なき事項に關し届出を怠ったまたは虚偽の申告をした場合、または、当社から要請があったにもかかわらず年次の届出を怠った場合。 (2) 本規約に違反し、私に損害を与えおそれがある場合。 (3) 本会員が、約定支払い債の支払い等当社に対する一切の債務のいずれかの支払いを怠った場合。 (4) 差押、破産申立、取引停止処分がなされた場合その他本会員の信用状態が悪化したと当社が判断した場合。 (5) 第44条の規定に於いて期間の経過後未払となし。 (6) 三三 UFJ ニュースに於ける債務（本規約以外の契約に基づく債務を含みます。）の支払いを怠った場合等、三三 UFJ ニュースから当社に対し第2条第6項に於て連帯保証の取消又は解約の申出があった場合。 (7) 前号に定める場合のほか、利用金額、利用期間、過去の利用内容等から、カードの利用状況が不適切または不審なものと当社が判断した場合。 (8) 前12条第1項の規約に違反していることが判明した場合。 (9) 第12条第2項に定める不正な請求行為等をしたとき、その他不当な請求行為等に類するやむを得ない事由が生じた場合。 (10) 犯罪による収益の移転防止に関する法律に於て本件措置をとる必要があると当社が判断した場合。 (11) 犯罪による収益の移転防止に関する法律に於て本件措置をとる必要があると当社が判断した場合。 (12) 会員が死亡したことを当社が知ったとき、または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が当社に入ったとき。 (13) その他合理的な理由により当社が必要と判断した場合。
54	カード会員規約	-	-	第49条3項	本規約に基きカードショッピングに関し本会員が当社に対して負担する一切の債務の支払において、本会員は当該債務の弁済のための費用として当該所定のものを、当社に対して支払うものとします。
55	カード会員規約	-	-	第49条4項	第1項から第3項までの規定は、キャッシングサービス等において各月に定められた費用が貸金業法第12条の第8項に定める場合、利息に該当する場合は適用されないとします。
56	カード会員規約	第52条1項	本会員が次のいずれかに該当する場合は、第50条第1項の規定を併用し、三三 UFJ ニュースは求償権行使を行ってよいものとします。 (1) 本会員の当社に対する保証債務につき、弁済期が到来したとき、または期限の利益を喪失したとき。 (2) 第43条または第45条第1項に規定する事由の一つに該当する場合。 (3) その他、三三 UFJ ニュースが債権保全のために必要と認めるとき。	第53条1項	本会員が次のいずれかに該当する場合は、第51条第1項の規定を併用し、三三 UFJ ニュースは求償権行使を行ってよいものとします。 (1) 本会員の当社に対する保証債務につき、弁済期が到来したとき、または期限の利益を喪失したとき。 (2) 第44条または第46条第1項に規定する事由の一つに該当する場合。 (3) その他、三三 UFJ ニュースが債権保全のために必要と認めるとき。
57	カード会員規約	第53条1項	三三 UFJ ニュースは、保証委託の有効期限内である期間中、次の場合、第1項において本会員に通知を要せず、第2項および第3項においては本会員に通知することにより、本規約に準じて申し立て解除することができるものとします。 (1) 三三 UFJ ニュースが第50条第1項に於て本会員の当社に対する保証債務を弁済したにもかかわらず、本会員の当社に対する約定支払い日から20日以内に、本会員が第51条第1項に規定する債務の全部を三三 UFJ ニュースに弁済しなかつた場合。 (2) 本会員の信用状態に重大な変化が生じた場合。 (3) その他合理的な理由により、三三 UFJ ニュースが本保証の解除について、当社から同意を得た場合。	第54条2項	三三 UFJ ニュースは、保証委託の有効期限内である期間中、次の場合、第1項において本会員に通知を要せず、第2項および第3項においては本会員に通知することにより、本規約に準じて申し立て解除することができるものとします。 (1) 三三 UFJ ニュースが第51条第1項に於て本会員の当社に対する保証債務を弁済したにもかかわらず、本会員の当社に対する約定支払い日から20日以内に、本会員が第52条第1項に規定する債務の全部を三三 UFJ ニュースに弁済しなかつた場合。 (2) 本会員の信用状態に重大な変化が生じた場合。 (3) その他合理的な理由により、三三 UFJ ニュースが本保証の解除について、当社から同意を得た場合。
58	カード会員規約	第54条1項	本会員の三三 UFJ ニュースに対する債務の支払いが、第51条に定める求償権の全部に満たない場合には、支払金の求償権への充当は三三 UFJ ニュースが行いません。	第55条1項	本会員の三三 UFJ ニュースに対する債務の支払いが、第52条に定める求償権の全部に満たない場合には、支払金の求償権への充当は三三 UFJ ニュースが行いません。
59	カード会員規約	第54条2項	本会員が三三 UFJ ニュースに対し、第51条に定める求償権以外に他の債務を負担している場合において、会員の支払金額が三三 UFJ ニュースに対する債務額に充たないときは、前項と同様とします。	第55条2項	本会員が三三 UFJ ニュースに対し、第52条に定める求償権以外に他の債務を負担している場合において、会員の支払金額が三三 UFJ ニュースに対する債務額に充たないときは、前項と同様とします。
60	カード会員規約	第56条1項	三三 UFJ ニュースが第50条に定める代位弁済によって取得した権利の保全、行使もしくは処分に関し費用および本規約が生じた一切の費用は、本会員が負担するものとします。三三 UFJ ニュースの請求が有効な限り、本会員の三三 UFJ ニュースに支払います。	第57条1項	三三 UFJ ニュースが第51条に定める代位弁済によって取得した権利の保全、行使もしくは処分に関し費用および本規約が生じた一切の費用は、本会員が負担するものとします。三三 UFJ ニュースの請求が有効な限り、本会員の三三 UFJ ニュースに支払います。
61	カード会員規約	(ご相談窓口) 2項	本規約についてお問い合わせ、ご相談、カードサービス、入会手続き等についてお問い合わせ、届出事項の変更の申し出、支払い停止の申し出に関する書面、当社に対する個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談および信用印物の送付等の営業案内の中のお申し出については下記に連絡ください。なお、当社には個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報管理責任者（役員）がおります。	(ご相談窓口) 2項	本規約についてお問い合わせ、ご相談、カードサービス、入会手続き等についてお問い合わせ、届出事項の変更の申し出、支払い停止の申し出に関する書面、当社に対する個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談および信用印物の送付等の営業案内の中のお申し出については下記に連絡ください。なお、当社には個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報管理責任者（役員）がおります。
62	カード会員規約	(加盟個人信用情報機関)	本規約に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。また、両当事者が本規約のもとに新たな個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、本会員等に対し書面により通知し、同意を得るものとします。	(加盟個人信用情報機関)	本規約に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。また、両当事者が本規約のもとに新たな個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、本会員等に対し書面により通知し、同意を得るものとします。
63	カード会員規約	(引戻し・引当りのご案内) (2)	(2) 手数料率 実質年率 15.00%	(引戻し・引当りのご案内) (2)	(2) 手数料率 実質年率 18.00%
64	カード会員規約	(引戻し・引当りのご案内) (3)	(3) お支払い明 (お支払いコースが定額方式 A コースの場合) 4月16日から5月15日までで100,000円ご利用の場合 ○繰上り日 (5月15日) 引戻し手数料 100,000円 毎月の弁済金 (6月10日お支払い) 10,000円 ご利用代金 (元金) 充当 10,000円 弁済金お支払い時の引戻し手数料 90,000円 (100,000円 - 10,000円) ○繰上り日 (6月15日) 引戻し手数料 90,000円 毎月の弁済金 (7月10日お支払い) 10,000円 ご利用代金 (元金) 充当 8,751円 (10,000円 - 1,249円) 手数料充当額 1,249円 (3,040,000円 × 15.00% + 365円) 弁済金お支払い時の引戻し手数料 81,249円 (90,000円 - 8,751円) (注) 手数料計算方法 {100,000円 × 25日 (5月16日～6月9日) + 90,000円 × 6日 (6月10日～6月15日)} × 15.00% + 365円 = 1,249円 (1) 手数料率 実質年率 12.25%～15.00%	(引戻し・引当りのご案内) (3)	(3) お支払い明 (お支払いコースが定額方式 A コースの場合) 4月16日から5月15日までで100,000円ご利用の場合 ○繰上り日 (5月15日) 引戻し手数料 100,000円 毎月の弁済金 (6月10日お支払い) 10,000円 ご利用代金 (元金) 充当 10,000円 弁済金お支払い時の引戻し手数料 90,000円 (100,000円 - 10,000円) ○繰上り日 (6月15日) 引戻し手数料 90,000円 毎月の弁済金 (7月10日お支払い) 10,000円 ご利用代金 (元金) 充当 8,501円 (10,000円 - 1,499円) 手数料充当額 1,499円 (3,040,000円 × 18.00% + 365円) 弁済金お支払い時の引戻し手数料 81,249円 (90,000円 - 8,501円) (注) 手数料計算方法 {100,000円 × 25日 (5月16日～6月9日) + 90,000円 × 6日 (6月10日～6月15日)} × 18.00% + 365円 = 1,499円 (1) 手数料率 実質年率 14.70%～17.90%
65	カード会員規約	(分割払い (回数指定払い) のご案内) (1)	(2) 支払回数表	(分割払い (回数指定払い) のご案内) (1)	(2) 支払回数表
66	カード会員規約	(分割払い (回数指定払い) のご案内) (2)	※一部の分割払い (回数指定払い) 取扱加盟店では、指定できない支払回数があります。 (3) お支払い明 (現金債権 10万円を10回払いした場合) A. 上表に於て分割手数料 100,000円 × 6.80% (680円/10,000円) = 6,800円 B. 上表に於て支払総額 100,000円 + 6,800円 = 106,800円 C. 分割支払金 100,000円 ÷ 10回 + 6,800円 ÷ 10回 = 10,680円	(分割払い (回数指定払い) のご案内) (2)	※一部の分割払い (回数指定払い) 取扱加盟店では、指定できない支払回数があります。 (3) お支払い明 (現金債権 10万円を10回払いした場合) A. 上表に於て分割手数料 100,000円 × 8.20% (820円/10,000円) = 8,200円 B. 上表に於て支払総額 100,000円 + 8,200円 = 108,200円 C. 分割支払金 100,000円 ÷ 10回 + 8,200円 ÷ 10回 = 10,820円
67	カード会員規約	(分割払い (回数指定払い) のご案内) (3)	※一部の分割払い (回数指定払い) 取扱加盟店では、指定できない支払回数があります。 (3) お支払い明 (現金債権 10万円を10回払いした場合) A. 上表に於て分割手数料 100,000円 × 6.80% (680円/10,000円) = 6,800円 B. 上表に於て支払総額 100,000円 + 6,800円 = 106,800円 C. 分割支払金 100,000円 ÷ 10回 + 6,800円 ÷ 10回 = 10,680円	(分割払い (回数指定払い) のご案内) (3)	※一部の分割払い (回数指定払い) 取扱加盟店では、指定できない支払回数があります。 (3) お支払い明 (現金債権 10万円を10回払いした場合) A. 上表に於て分割手数料 100,000円 × 8.20% (820円/10,000円) = 8,200円 B. 上表に於て支払総額 100,000円 + 8,200円 = 108,200円 C. 分割支払金 100,000円 ÷ 10回 + 8,200円 ÷ 10回 = 10,820円
68	カード会員規約	(キャッシングサービスのご案内)	○貸付の利率が日利制限法第1条第1項に規定する利率を超えているときは、超える部分についての支払義務はありません。	(キャッシングサービスのご案内)	○貸付の利率が日利制限法第1条第1項に規定する利率を超えているときは、超える部分についての支払義務はありません。

165	QUICPayサービス規約	第2条	本規約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。		本規約におけるそれぞれの用語の意味は、以下の各号に定めるところによります。 (1) 利用者 合衆の、本契約の当事者として、本サービスの提供を受ける者を含みます。 (2) Apple 社 利用者に対して、Apple Pay を含む、指定モバイル端末にかかわるサービスを提供する Apple Japan 合同会社または Apple Inc. を含みます。 (3) Apple Pay Apple 社と利用者との間の契約（当該契約に適用される約款 Apple 社約款といえます。）に基づき同社が利用者に対して提供する本件モバイル端末による非接触決済を行うためのデバイスとして用いられるサービスを含みます。 (4) 本件アプリケーション 本件モバイル端末上で稼働し、利用者が本サービスの提供を受けるために必要な、Apple 社が利用者に対して提供する Apple Pay のためのアプリケーションを含みます。 (5) 指定カード 利用者が本件モバイル端末を利用して QUICPay サービスを利用した場合、ショッピング利用代金等を支払うためのカードとして、本契約申し込みを会員が指定したカードを含みます。 (6) 本件モバイル端末 利用者が本サービスの提供を受けるために使用する指定モバイル端末を含みます。 (7) トーン番号 利用者が本件モバイル端末を使用して指定カードによるショッピング利用を行う場合に使用することが可能な番号であり、指定カードごとに、かつ本件モバイル端末ごとに利用者に対して発行される番号を含みます。なお、利用者が同一の指定カードを利用して QUICPay サービスを利用する場合であっても、利用者が本契約に締結する都度、また新たな本件モバイル端末を用いる都度、異なるトーン番号が発行されます。 (8) QUICPay サービス 株式会社 JCB 株式会社（以下「JCB」といいます。）当社と JCB を併せて「両社」といいます。）が両社または JCB が提供するカード発行会社と共に運営する IC チップを用いた非接触決済システムのサービスを称します。 (9) QUICPay 加盟店 QUICPay を決済方法として選択できる加盟店を含みます。 (10) QUICPay+加盟店 QUICPay 加盟店のうち、JCB 所定の標識を表示している加盟店を含みます。 (11) 加盟店 以下①から③の総称を含みます。 ① QUICPay 加盟店 ② QUICPay+加盟店 ③ インターネット等によるオンライン取引において Apple Pay を利用できる加盟店 (ただし、一部の加盟店において本サービスを利用できない場合があります。)
166	QUICPayサービス規約	第2条1項	「利用者」とは、会員のうち、本契約の当事者として、本サービスの提供を受ける者を含みます。	-	(1項に包含)
167	QUICPayサービス規約	第2条2項	「Apple 社」とは、利用者に対して、Apple Pay を含む、指定モバイル端末にかかわるサービスを提供する Apple Japan 合同会社または Apple Inc. を含みます。	-	(1項に包含)
168	QUICPayサービス規約	第2条3項	「Apple Pay」とは、Apple 社と利用者との間の契約（当該契約に適用される約款「Apple 社約款」といいます。）に基づき同社が利用者に対して提供する本件モバイル端末による非接触決済を行うためのデバイスとして用いられるサービスを含みます。	-	(1項に包含)
169	QUICPayサービス規約	第2条4項	「本件アプリケーション」とは、本件モバイル端末上で稼働し、利用者が本サービスの提供を受けるために必要な、Apple 社が利用者に対して提供する Apple Pay のためのアプリケーションを含みます。	-	(1項に包含)
170	QUICPayサービス規約	第2条5項	「指定カード」とは、利用者が本件モバイル端末を利用して QUICPay サービスを利用した場合、ショッピング利用代金等を支払うためのカードとして、本契約申し込みを会員が指定したカードを含みます。	-	(1項に包含)
171	QUICPayサービス規約	第2条6項	「本件モバイル端末」とは、利用者が本サービスの提供を受けるために使用する指定モバイル端末を含みます。	-	(1項に包含)
172	QUICPayサービス規約	第2条7項	「トーン番号」とは、利用者が本件モバイル端末を使用して指定カードによるショッピング利用を行う場合に使用することが可能な番号であり、指定カードごとに、かつ本件モバイル端末ごとに利用者に対して発行される番号を含みます。なお、利用者が同一の指定カードを利用して QUICPay サービスを利用する場合であっても、利用者が本契約に締結する都度、また新たな本件モバイル端末を用いる都度、異なるトーン番号が発行されます。	-	(1項に包含)
173	QUICPayサービス規約	第2条8項	「QUICPay サービス」とは、株式会社 JCB 株式会社（以下「JCB」といいます。）当社と JCB を併せて「両社」といいます。）が両社または JCB が提供するカード発行会社と共に運営する IC チップを用いた非接触決済システムのサービスを称します。	-	(1項に包含)
174	QUICPayサービス規約	第2条9項	「QUICPay 加盟店」とは、QUICPay を決済方法として選択できる加盟店を含みます。	-	(1項に包含)
175	QUICPayサービス規約	第2条10項	「QUICPay+加盟店」とは、QUICPay 加盟店のうち、JCB 所定の標識を表示している加盟店を含みます。	-	(1項に包含)
176	QUICPayサービス規約	第2条11項	「加盟店」とは、以下①から③の総称を含みます。 ① QUICPay 加盟店 ② QUICPay+加盟店 ③ インターネット等によるオンライン取引において Apple Pay を利用できる加盟店 (但し、一部の加盟店において本サービスを利用できない場合があります。)	-	(1項に包含)
177	QUICPayサービス規約	第6条3項	Apple Pay は、本件モバイル端末の所有者が Apple Pay を利用しようとする都度、利用者が本件モバイル端末に事前に登録した JCB 株式会社（以下「本件 JCB」といいます。）を入力する方法による本人認証（以下「本人認証」といいます。）を当該所有者に求め、モバイル端末認証がなされた場合に利用可能なサービスであり、当該本人認証がなされたことにより、本件モバイル端末の所有者が利用者本人であると推定されます。利用者、本件 JCB 等が他人に与えることとなる損害を管理する注意をもちて管理するものとします。また、利用者は、本サービスの利用を申し込む際は、氏名、生年月日、電話番号等の他人に推測されやすい記号・番号等を本 JCB として登録しないよう、既に登録された本 JCB による変更を含めた必要な措置をとるものとします。	第6条3項	
178	QUICPayサービス規約	第6条5項	利用者が本サービスを利用する場合、会員規約に基づき、暗証番号・パスワードによる本人認証が求められて行われます。ただし、加盟店により、これ異なる取扱いがなされる場合があります。	第6条5項	
179	QUICPayサービス規約	第10条1項	利用者は加盟店において、本サービスを利用することができます。加盟店には、原則として、JCB 所定のマーク（マークは複数の種類があり、QUICPay ホームページにおいて公表されます。）が表示されますが（但し、非対面取引の加盟店の場合には限りにおいてのみ除外）、当該表示のない加盟店であっても、本サービスを利用できる場合があります。なお、Apple Pay を利用できる店舗として、Apple 社所定のサービスマークが表示されている店舗であったとしても、加盟店でない限り、本サービスを利用することはできません。	第10条1項	
180	QUICPayサービス規約	第16条2項	当社は、利用者が本サービスを利用したことにより、本件モバイル端末の通信機能、インターネット通信機能もしくはその他の機能、または本件モバイル端末に保存された各種データ等に何らかの影響が及び、利用者に関連が発生した場合といたし、当社に故意または過失がない限り、損害の責任を負いません。また、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社が賠償する範囲は通常損害の範囲に限られ、かつ過失利益は含まれないものとします。	第16条2項	
181	QUICPayサービス規約	第18条2項	次の(1)から(7)のいずれかに該当するときは、当社からの催告および通知を要せず本契約は終了します。 (1) 利用者が指定カードを喪失したとき、または指定カードの会員資格を喪失したとき (2) Apple 社と利用者との間の Apple Pay にかかわる契約が終了したとき (3) 指定カード、指定カードのカード情報または本件モバイル端末を第三者が悪用した可能性があるか、本契約の解除が必要と当社が判断したとき (4) 利用者が当社に対して、本件モバイル端末を紛失した旨を通知したとき (5) 利用者の身元状況が著しく悪化した場合 (6) 利用者が本契約に違反し、当該違反が重大な違反に当たるとき (7) 利用者による本サービスの利用状況が適当でない当社が判断したとき (2021年6月25日制定)	第18条2項	
182	QUICPayサービス規約	末尾		末尾	(2025年3月16日改定)